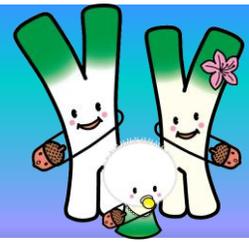


米子市からの 消費税率の引上げに伴う

給付金のお知らせ



平成26年4月から消費税率が5パーセントから8パーセントへ引き上げられました。これにともない、低所得者及び子育て世帯への負担の影響を緩和するために、臨時的な措置として、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金制度が設けられます。（給付は1回限りです。）

2種類の給付金は、種類によって対象者などが異なり、平成26年1月1日時点で住民票のある市区町村から給付されます。なお、受け取ることができるのは、**どちらか1つの給付金**となります



臨時福祉給付金 所得の低い方の負担を緩和します。



支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が米子市にある方で

平成26年度分の**市民税（均等割）が課税されていない方**が対象です。

（注意）ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合、生活保護の受給者である場合などは除きます。

支給額

一人につき**10,000円**

次の加算対象者は1人につき（複数該当した場合も上限は）**5,000円**を加算

●加算対象者

老齢年金、障害者基礎年金、遺族基礎年金などの受給者 ※1

児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※2

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。



子育て世帯臨時特例給付金 子育て世帯の負担を緩和します。



支給対象者

平成26年1月1日時点で住民票が米子市にある方で

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

●平成26年1月分の**児童手当・特例給付※**を受給されている方

●平成25年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**の方

※特例給付とは、所得制限限度額超過者への支給名称です。（児童1人当たり月額5,000円）

対象児童

支給対象者の平成26年1月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童

（注意）ただし、「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

支給額

対象児童1人につき**10,000円**

○申請手続き等について

平成26年度（平成25年中）の課税情報確定後、給付対象となる方に**7月以降**に申請書を送付させていただく予定です。なお、申請は基準日（平成26年1月1日）に住民登録されている市区町村となります。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省の職員などがかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

具体的な申請の時期等につきましては、今後、広報、ホームページ等でお知らせします。

<お問い合わせ>

米子市臨時福祉給付金事業等実施本部 電話（0859）23-5585